

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第6号

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年大和市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第9条の表29の項中「子ども・子育て支援法による」の次に「妊婦のための支援給付、」を加え、同表30の項事務の欄中「も」を「もの」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第9条の表30の項の改正規定については、公布の日から施行する。